

# コミュニティセンターの利用に関するガイドライン

令和3年11月27日

結城市役所 総務部 まちづくり協働課

小田林コミュニティセンター、城南コミュニティセンター、南部中央コミュニティセンターの利用にあたっては、クラスターが発生する『3密（密閉・密集・密接）』を防止するため、必ず下記の事項を守ってご利用ください。

なお、3密の防止が難しいと判断される団体、催物やイベントでの利用は、当面の間、休止させていただきます。

## 記

### 1 利用の見合わせ

以下の事項に該当する方は、利用を見合わせてください。

- ① 体調がよくない場合（発熱、風邪、咽頭痛などの症状がある場合）。
- ② 同居家族や身近な人に、感染が疑われる方がいる場合。
- ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航又は、当該在住者との濃厚接触がある場合。

### 2 守っていただく事項（基本的な感染対策）

- ① 施設を利用するごとに、利用者名簿を提出してください。
- ② 必ずマスクを正しく着用してください。（鼻やあごもしっかりカバー）
- ③ こまめな手洗い、アルコール消毒による手指消毒をお願いします。
- ④ 密な状態にならないよう、他の利用者との距離をなるべく2m、最低1m確保してください。
- ⑤ 大きな声での発声、歌唱や声援又は、近接した距離での会話等は避けてください。
- ⑥ 室内の換気をこまめに行ってください。
- ⑦ 「いばらきアマビエちゃん」登録をしてください。
- ⑧ その他、各施設の管理者の指示に従ってください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、ガイドラインの内容が変更になる場合がありますので、ご承知願います。

### 3 その他

利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、各施設の管理者まで、速やかに濃厚接触者の有無を報告してください。